

いわき市農業委員会第10回総会議事録

会長 蛭田元起は、令和7年3月21日(金曜日)午後1時30分、いわき市農業委員会総会を
いわき市文化センター3階大会議室にて開催した。

1 出席者(計34名)

(1) 農業委員(22名)

2 鈴木 義直	11 平田 敬一	21 大竹 公治
3 遠藤 重和	12 鈴木 忠光	22 飯高 敬一
4 木幡 仁一	13 岡村 泰典	23 油座 盛明
5 蛭田 元起	14 佐川 良平	
6 志賀 幸	15 菅野 綾	
7 田子 耕一	16 木村 義昭	
8 古市 邦男	17 新妻 吉人	
9 四家 誠	18 松崎 正信	
10 中根 まり子	19 生田目 祥明	
	20 石井 英毅	

(2) 事務局(12名)

事務局長	草野 隆弘
事務局参事兼次長	中村 祐一
農政振興係長	赤津 剛士
農地調査係長	鯨岡 孝行
農地審査係長	蛭田 祥久
農政振興係 主査	坂本 桂三
農地調査係 主査	鈴木 昌則
農地審査係 主査	櫛田 秀則
農地調査係 主査	金成 聡司
農地審査係 主査	浅川 実利
農地審査係 主事	千葉 風摩
農政振興係 主査(書記)	鹿内 竜也

2 欠席者

1 鈴木 幸夫	24 藁谷 昭夫
---------	----------

3 会議の概要(注：個人情報に係る箇所を除く)

事務局
(中村次長)

それでは、議事に入ります。
議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、会長が議長となり進行することとなります。
蛭田会長、よろしくお願いいたします。

議長
(蛭田会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。
円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

まず、本日の通告欠席ですが、議席番号1番 鈴木幸夫委員、議席番号24番 藁谷昭夫委員となります。

現在、委員24名中22名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する総会開会に必要な過半数を超えております。

本日の総会が成立することをご報告いたします。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉会は議長が宣告することになっておりますので、宣告いたします。

只今より、いわき市農業委員会10回総会を開会いたします。

次に、議事録署名人の指名ですが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名いたします。

議席番号23番 油座盛明委員、議席番号2番 鈴木義直委員、以上2名の委員をお願いいたします。

また、書記は事務局をお願いいたします。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、「農業委員会は、総会等の終了後速やかに、市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程の全てを要約することなく詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供すること」とされております。

これにより、本総会の議事録作成については、委員個人名と発言内容の全てを記載する「全文記録方式」といたします。

また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。

ここで、私の方から付け加えさせていただきます。

只今お伝えしたとおり、委員の発言内容については、その全てが公に公開される訳ですから、いわき市農業委員会の品格を損なうような発言や、協議の論点から外れるような発言、更には、円滑な議事進行を妨げるような発言には十分注意し、明瞭簡潔且つ、結論に繋がるような建設的な発言を行うよう、念頭に置いて下さい。

また、いわき市の公式ホームページから、過去の議事録を確認出来る訳ですから、タブレット端末などを活用し、これまでの自身の発言や、過去の協議経過などを十分把握した上で、整合性のある発言に心掛けて頂きたいと思います。

我々一人ひとりが、農業委員としての自覚を持って総会に臨むことで、適正且つ効率的な議事進行に繋がるものと考えております。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

次に、会務報告に入ります。

<p>議長 (蛭田会長)</p>	<p>今月の報告は、令和7年2月分となります。</p> <p>議案書2ページに記載のとおりですので、各自ご確認ください。</p> <p>これより議事に入りますが、先に留意事項について申し上げます。</p> <p>総会資料には、個人情報が含まれており、非常勤の特別職公務員である農業委員及び農地利用最適化推進委員には、守秘義務が課せられていることから、その取り扱いについては、十分ご注意願います。</p> <p>次に、議案・報告案件において、取下げ・追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局 (赤津係長)</p>	<p>特に、取下げ・追案等はございません。</p>
<p>議長 (蛭田会長)</p>	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ないこととされております。</p> <p>該当する方がいれば、議案審議の際に申し出て下さい。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局 (蛭田係長)</p>	<p>議案書の3ページをお開き願います。</p> <p style="text-align: center;">【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】</p> <p>なお、詳細については、担当者が説明いたします。</p>
<p>事務局 (千葉主事)</p>	<p>説明に入る前に資料の訂正がございます。</p> <p>議案説明書2ページ及び現地調査位置図の5ページをお開き下さい。</p> <p>番号5番について、譲受人、譲渡人の住所・氏名が逆になっていましたので、訂正願います。</p> <p>改めまして、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。</p> <p>議案説明書の2ページをご覧になりながらお聞き下さい。</p> <p>併せて地図につきましては、別紙現地調査位置図をご覧下さい。</p> <p>番号1番から番号4番につきましては、売買による所有権の移転、番号5番につきましては、贈与による所有権の移転です。</p> <p>なお、番号1番は、新規就農案件となっております。</p> <p>番号1番につきましては、譲受人は以前から農業に興味を持っており、譲渡人から経営縮小するとのことで「農地を譲っても良い」との話があり、申請地は自宅や職場からも近く、譲渡人から営農指導をして頂けるということで、申請に至りました。</p> <p>農機具については、草刈り機を1台所有しており、耕運機を1台購入予定となっております。</p> <p>権利取得後は、白菜、キャベツ、キュウリ、トマトを作付けする予定とな</p>

事務局
(千葉主事)

っております。

なお、番号2番について、事務局による書面審査及び今年12日に実施した現地調査の結果、「問題あり」と判断されたため、その内容をご説明いたします。

資料5及び議案説明書の4ページをご覧ください。

今月の現地調査時において、譲受人が所有している自作地の一部が、駐車場敷地として利用されていることを確認しました。

また、事務局で調査した結果、農地転用許可の履歴はありませんでした。

よって、農地法第3条第2項第1号に該当するため、不許可相当であると判断します。

以上が、今月の農地法第3条許可申請案件となります。

今月の3条申請面積につきましては、田2,296㎡、畑797㎡、合計3,093㎡となります。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第1号について、事務局より説明がありました。

ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。

14番
佐川委員

始めに、番号1番、番号3番及び番号4番の案件につきましては、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

番号2番ですが、譲受人が所有している畑の一部が、駐車場敷地となっており、自作地を適切に耕作していないことから、農地法第3条第2項第1号に該当し、不許可相当であると考えます。

報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

続いて、事務局よりお願いいたします。

事務局
(千葉主事)

番号5番について、事務局で現地を確認したところ、特段、問題はございませんでした。

報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今の報告では、「番号1番、番号3番から番号5番は特に問題がなく、番号2番は他の農地が違反転用状態にあるため不許可相当である」とのことでした。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

議案第1号について、番号1番、番号3番から番号5番は許可とし、番号2番は他の農地が違反転用状態にあるため不許可とすることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

<p>議長 (蛭田会長)</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、只今の説明のとおり可決いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局 (蛭田係長)</p>	<p>議案書の4ページをお開き願います。</p> <p style="text-align: center;">【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】</p> <p>なお、詳細については、担当者が説明いたします。</p>
<p>事務局 (浅川主査)</p>	<p>議案説明書の5ページをお開き願います。</p> <p>議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。</p> <p>議案説明書の6ページをお開き願います。</p> <p>配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧くださいながら、お聞き下さるようお願いいたします。</p> <p>なお、「現地調査位置図」は6ページから、「意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号5083番からとなります。</p> <p>ご準備よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、申請土地の表示、登記地目、転用面積、転用目的、権利の移動事由の順で申し上げます。</p> <p>番号1番、常磐下船尾町、田1,812㎡、太陽光発電設備、所有権の移転。</p> <p>番号2番、小川町上小川の各一部、いずれも田、計2,924.8㎡、あぶくま南風力発電管理事務所・倉庫・駐車場、賃借権の設定。</p> <p>以上2件、面積は田4,736.80㎡、畑0㎡、合計4,736.80㎡です。</p> <p>このうち、番号2番は、農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を満たしておりますが、番号1番、株式会社アースコムを譲受人とする太陽光発電設備の設置案件については、今月12日に実施した現地調査の際、土地全体に繁茂した雑草により申請地への立入が出来ず、農地性の有無が確認出来ない状態であり、現況が農地とは判断出来ないとの意見がありました。</p> <p>また、仮に農地性を有している場合であっても、土地利用項目のうち、841㎡のフェンス外敷地に関し、具体的な用途が不明確であり、その必要性、例えば、フェンス外敷地の存在が太陽光発電事業にどういった効用をもたらすのかなどが見いだせないことから、申請面積が事業計画内容に照らして必要最小限か判断ができず、一般基準を満たさない案件であるとの指摘がありました。</p> <p>補足しますと、これまでの転用許可の実績から、当農業委員会では、本案件のような「低圧の太陽光発電設備については、パネル設置面積が500㎡程度、通路及びメンテナンススペース等として500㎡程度の合計1,000㎡程度が、適正な申請面積である」旨、市公式ホームページ上で示しているところです。</p> <p>なお、農地の転用については、転用許可事務担当と事前相談を行うよう、</p>

事務局
(浅川主査)

市公式ホームページ上でも注意喚起しているところですが、番号1番については、事前相談を経ずに申請書類の提出があったものです。

事前相談がなかったことから、現地調査に先立ち、代理人行政書士を通じて株式会社アースコムに確認したところ、申請書類の提出前に行うよう市公式ホームページ上で求めている「隣接地権者への十分な事業説明」は、許可後訪問にて計画図面をもとに説明するとの回答でした。

次に、「工事車両の駐車場所」について、申請地の東側に隣接する市道に駐車する予定であるとの回答でしたが、当該市道は車1台が通行出来る幅しかなく、唯一の生活道路として使用していると思われる近隣住民、これは申請地の北東方向に位置する民家の方ですが、この方の了承を得ているのか尋ねたところ、全く話をしていないとのことでしたので、隣接地権者への事業説明と併せて、急ぎ対応するよう指示した経緯があります。

また、市公式ホームページ上においては、「申請地に雑草等が繁茂している場合は、農業委員会が行う現地調査の際に立入が出来るように前もって草刈りをする事」を求めており、併せて「現地調査において、雑草等の繁茂により「現況が農地である」と判断出来ないときは、「農地を農地以外のものにする」という農地転用に係る許可申請の形式的要件を欠くこととなるため、申請が却下される」旨教示しているところです。

これらの事情及びこの後の現地調査担当委員からの調査報告を踏まえ、許可の可否をご審議頂きますようお願いいたします。

なお、「意見及び決定理由書」の後段に、番号1番に係る現地写真や農地に該当するかの判断に当たっての留意事項、市公式ホームページに掲載している農地転用許可申請における留意事項の抜粋を添付しておりますので、併せてご確認ください。

事務局からの説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第2号について、事務局より説明がありました。

ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。

15番
菅野(綾)
委員

始めに、番号2番について、現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。

番号1番については、事務局説明のとおり、現況が農地とは判断出来ず、申請に係る形式上の要件を満たさないことから、却下が妥当と考えます。

また、フェンス外敷地に関する指摘については、事務局から説明があったとおりです。

なお、今回の総会は、令和6年度において、農地法に係る許可申請について審議する最後の機会になると思いますので、番号1番に限らず、「今後の農地法に係る許可申請においては、不許可や却下等に至ることがないように、農業委員会事務局との事前相談を十分に行うことを求める。」との意見を付して、調査報告といたします。

以上です。

議長
(蛭田会長)

只今の報告では、「番号2番は特に問題がなく、番号1番は農地性の有無が確認出来ないため却下が妥当である」とのことでした。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

議案第2号について、番号2番は許可とし、番号1番は農地性の有無が確認出来ないため却下とすることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、只今の説明のとおり可決いたします。

なお、只今の報告には、「今後の農地法に係る許可申請においては、不許可や却下等に至ることがないように、農業委員会事務局との事前相談を十分に行うことを求める。」との意見が付されておりました。

これまでも不許可相当や却下が妥当とされた案件があった場合は、役員会の場で事務局に対し、そう判断された背景を尋ねるようにしているのですが、そのほとんどが「事前相談が全くないか、相談が不十分な案件」でありました。

今回の番号1番については、事前相談を行わないばかりか、ホームページに載せている許可申請に係る留意事項すら確認していないことが明白です。

私としましては、農業委員会の意思として、一步踏み込んだメッセージを発する必要があるのではないかと考えます。

つきましては、只今の意見をいわき市農業委員会の意思表示、つまり決議案とし、審議したいと思います。

ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

それでは、審議に入ります。

決議案について、改めて案文を朗読いたします。

「今後の農地法に係る許可申請においては、不許可や却下等に至ることがないように、農業委員会事務局との事前相談を十分に行うことを求める。」

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

本決議案を原案のとおり採択することについて、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、本決議案は原案のとおり採択することとします。

なお、事務局においては、今回の決議の趣旨について、十分に周知を図るようお願いいたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の5ページをお開き願います。

【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(櫛田主査)

議案説明書の7ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、ご説明いたします。

議案説明書の8ページをお開き願います。

配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聞き下さるようお願いいたします。

なお、「現地調査位置図」は10ページ、「意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号5084番の次、左上に〈事業計画変更15〉と記載があるページになります。

ご準備よろしいでしょうか。

それでは、説明いたします。

番号1番から番号3番までが、株式会社ウエストエネルギーソリューションの案件であり、事業計画変更事項は、いずれも「工事期間の変更」です。

番号1番については、工事区域に至る進入路が狭く、現状のままでは進入出来ないことから、進入ルートの再検討及び調整に時間を要しているため、工期の延長を申請するものです。

番号2番については、工事区域に至る進入路が狭く、調整に時間を要したものの新たな進入路を確保出来たことから、工期の延長を申請するものです。

番号3番については、工事区域に至る北側の進入路が私道であり、その地権者から通行承諾を得るのに時間を要したことに伴い、第6回総会において、12月31日まで工期の延長に係る事業計画変更申請がありましたが、その許可後に、伐採承諾を得ていた南側に隣接する山林について、地権者の親族から伐採についての理解を得られず、その調整に時間を要していることから、工期の延長を申請するものです。

番号1番及び番号3番については、今回工期を延長する令和7年6月30日までに、工事を完了することが出来ない場合には、許可取下げを行うことを株式会社ウエストエネルギーソリューションの担当者に確認しています。

続いて、番号4番及び番号5番の鹿島建設株式会社東北支店の案件ですが、事業計画変更事項は、いずれも「工事期間の変更」です。

変更内容は、神楽山風力事業の工事が予定より遅れていることから、仮設駐車場、仮設事務所及び資材置き場が必要になったことから、工期の延長を申請するものです。

説明は、以上です。

議長 (蛭田会長)	只今、議案第3号について、事務局より説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告を、事務局よりお願いいたします。
事務局 (榎田主査)	番号1番から番号5番について、事務局で現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。 これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。
4番 木幡委員	番号1番について、伺います。 再検討している進入路について、教えて下さい。
事務局 (浅川主査)	当初は、地図上の石材店の東側にある道路を利用する計画だったようですが、実際に施工しようとしたところ、進入路として不適であったとのことです。 現在、南側から申請地に至るルートを検討しているそうですが、ルートの途中で既設の太陽光発電施設がある為、調整が順調に進めば工事用進入路として使用できるのではないかとの話を株式会社ウエストエネジーソリューションの担当者から聞いております。
4番 木幡委員	地図上の一番下にTさんという家屋が建っておりますが、その東隣から申請地に至るルートを検討しているということでしょうか。
事務局 (浅川主査)	木幡委員のおっしゃる通り、Tさんの家屋の東側にある道路を北上するルートを検討しているようです。
4番 木幡委員	わかりました。 ありがとうございました。
事務局 (蛭田係長)	そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。
22番 飯高委員	番号1番については、6月30日までに出来ないのであればやむを得ないと思うのですよね。 それから、番号2番についても、これ、解決出来ない気がするのですよね。 これは4月30日までですよね。 これが解決されれば大丈夫と思いますけども、ちょっとこれが心配だなと思います。 それから、番号3番のですね、南側が伐採出来ないとなれば、これも期限まで無理なんじゃないのかと思いますけども。

事務局
(浅川主査)

番号2番についてですが、位置図にある第三者所有の雑種地、申請地の北西にあるこの土地に太陽光発電施設が設置されております。

地図上でL字型に着色されている部分が、太陽光発電施設のフェンスの外側となっており、地権者の同意を得て、この部分に敷鉄板を入れて工事用進入路とすることで、施工の見込みが立ったと聞いております。

また、番号3番については、南側に隣接する山林の地権者及びその親族との協議を継続しているところであり、調整が難航しているようです。

6月30日までに完工出来る目途が立たなければ、許可処分取消願出を行うということで、申請地の従前所有者との話し合いが済んでいると聞いております。

22番
飯高委員

わかりました。
了解です。

議長
(蛭田会長)

そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

議案第3号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号「現況確認証明願いについて」、事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の6ページをお開き願います。

【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(千葉主事)

議案説明書の11ページをお開き願います。

議案第4号「現況確認証明願いについて」、ご説明いたします。

議案説明書12ページをお開き願います。

また、配布しております現地調査位置図も併せてご覧下さい。

番号1番、申請地は三和町下市萱、登記地目「田」、面積181㎡となっております。

非農地化した経緯については、申請地は道路と水田の間にある傾斜地であり、機械耕作に不向きであり、灌漑の便も不良であることから、耕作をしておらず、平成元年頃には非農地化しており、現在に至っております。

以上1件、登記地目を現況地目に合わせるため、現況確認証明願いが提出されたものです。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第4号について、事務局より説明がありました。
ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。

16番
木村(義)
委員

番号1番について、現地調査を実施した結果、現地は非農地化しており、
営農できる状態ではありませんでした。
報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。
これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

議案第4号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませ
んか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第4号「現況確認証明願いについて」は、原案の
とおり可決いたします。

次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項
の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」、事務
局の説明を求めます。

事務局
(鯨岡係長)

議案書の7ページをお開き願います。

【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(鈴木主査)

それでは、議案第5号について説明いたします。

説明の前に、資料の訂正があります。

議案説明書16ページ番号2番の賃借期間について、10年から5年へ訂正
をお願いします。

それでは、議案説明書の14ページから説明します。

議案第5号は、令和5年4月に基盤強化促進法の一部が改正されたこと
から、農地中間管理事業の推進に関する法律(第19条第3項の規定)により、
市が農業委員会に対し意見を求めるものです。

次のページになります。

公益財団法人福島県農業振興公社が、農地中間管理事業により新たに農
地中間管理権を取得し、借り受け者に転貸する事案です。

実施地区は、平外4地区、借り手9名、対象筆数、田18筆、畑6筆、面積
は、田20,166㎡、畑5,430㎡となります。

なお、貸付相手方の要件については、満たしています。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第5号について、事務局より説明がありました。
当該計画(案)に対するご意見のある方は、ご発言をお願いします。

議長
(蛭田会長)

【意見なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。
議案第5号について、意見なしとすることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」は、「農業委員会の意見はなし」といたします。

ここで、議案第6号に入る前に、10分間の休憩を取ります。
午後2時30分まで休憩とします。

【10分間休憩】

全員お揃いですので、議事を再開いたします。
次に、議案第6号「非農地の判断について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(鯨岡係長)

議案書の8ページをお開き願います。

【議案第6号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(金成主査)

本日お配りしている資料1をお開き願います。

番号1番から2番については、利用状況調査の結果、長年耕作がされておらず、既に原野・山林化している農地について、非農地判断を行うものです。

番号1番については、当該地周辺が山林化していること、2番については、国土調査未了地のため、農地の特定が困難な状況ではありますが、小字一帯が原野化しているとして、農地パトロール強化月間の現地調査において、小川・川前地区審議会の委員により確認をしています。

今般、非農地判断することについて、地権者等の意向確認も行い、その判断をお諮りするものです。

3月分は、田7筆7,312㎡、畑1筆519㎡、合計8筆7,831㎡です。
現地の様子については、前面のモニターに投影させていただきます。
説明は、以上です。

【現地の様子をモニターに投影】

議長
(蛭田会長)

只今、議案第6号について、事務局より説明がありました。
ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。

2番
鈴木(義)
委員

番号1番について、平1区地区審議会の、根本俊夫委員、木村茂委員と一緒に、現地を確認しました。

現地は、長年にわたり耕作されておらず、既に山林の様相を呈している状況であります。

非農地化することに関しては、特段、問題ありません。
報告は、以上です。

17番
新妻(吉)
委員

番号2番について、農地パトロール強化月間の現地調査において、小川・川前地区審議会の、鈴木幸夫委員、佐藤智春委員、白石保基委員と一緒に、現地を確認しました。

現地は、長年にわたり耕作されておらず、既に原野の様相を呈している状況であります。

非農地化することに関しては、特段、問題ありません。

報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

議案第6号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第6号「非農地の判断について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、報告に入ります。

始めに、報告第1号から第3号まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の9ページをお開き願います。

【報告第1号を朗読し、報告事項(農地法第3条の3第1項の規定による届出について)を説明】

それでは、議案説明書の21ページから27ページをお開き願います。

今月の報告件数は18件、権利の移動理由は、全て「相続」です。

権利の取得面積は、田80,836.74㎡、畑34,050.20㎡、合計114,886.94㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の10ページをお開き願います。

【報告第2号を朗読し、報告事項(農地法第4条第1項第7号の規定による届出について)を説明】

議案説明書の29ページから30ページをお開き願います。

今月の報告件数は3件、転用面積は、田1,035㎡、畑355㎡、合計1,390㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の11ページをお開き願います。

【報告第3号を朗読し、報告事項(農地法第5条第1項第6号の規定による届出について)を説明】

議案説明書の31ページから33ページをお開き願います。

今月の報告件数は5件、転用面積は、田2,000㎡、畑2,037㎡、合計4,037㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

事務局
(蛭田係長)

報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

次に、報告第4号から第5号まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局
(赤津係長)

議案書の12ページをお開き願います。

【報告第4号を朗読し、報告事項(引き続き農業経営を行っている旨の証明書について)を説明】

議案説明書の35ページから36ページをお開き願います。

今月の交付件数は7件、内訳は、「相続税の納税猶予」、「贈与税の納税猶予」、「不動産取得税の徴収猶予」です。

面積は、田51,381.25㎡、畑17,516.00㎡、合計68,897.25㎡です。

以上、事務局長が専決し、証明書を交付しましたので報告いたします。続きまして、議案書の13ページをお開き願います。

【報告第5号を朗読し、報告事項(いわき市農業委員会事務局の人事評価の実施に関する規程について)を説明】

お配りしました資料2をご覧ください。

本件については、市において、職員の人事評価の実施に関する規程が制定されることを受けて、外局である、農業委員会事務局においても、制定するよう指示があったため、制定するものです。

内容については、職員の人事評価をする際に資料2の4ページから5ページあるような評価要素、評価基準を用いて人事評価をするよう規定されたものです。

以上、規定により、会長が専決しましたので報告します。

報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

以上、事務局説明のとおり、ご承知おき願います。

次に、協議事項に入ります。

始めに、協議事項(1)「令和7年度業務計画書(案)について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(坂本主査)

それでは、お手元にお配りしました資料3「令和7年度業務計画書(案)」をご用意下さい。

始めに、計画書の「目次」をご覧ください。

構成については、これまで通りで変更はございません。

また、計画書に付する「規則・規程・要綱」等については、必要に応じて改正などを行い、次回の総会で併せて上程することといたします。

次に、令和7年度の主な変更点について、ご説明いたします。

変更点は3つございます。

始めに、1ページをお開き下さい。

1点目は、組織図の変更です。

事務局
(坂本主査)

農地調査係の所掌事務として、「(6)非農地判断に関すること」を追加いたしました。

非農地判断については、これまでも農地調査係の業務としておりましたが、更なる業務の徹底を図るために明記したものです。

なお、こちらについては、13ページに「業務番号10番」として、詳細を記載しております。

次に、4ページをご覧ください。

2点目は、主たる業務(事業)一覧の変更です。

3遊休農地対策に、「(3)非農地判断の徹底」を追加いたしました。

業務(事業)の主体は、農業委員・農地利用最適化推進委員、担当係は、農地調査係となります。

理由については、1ページの組織図の追加で説明したとおり、更なる業務の徹底を図るために明記するものです。

次に、10ページをお開き下さい。

3点目は、業務番号7番の変更です。

前年度の「経過措置期間中の農用地利用集積計画の作成」という名称から、「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定」に変更となります。

法律の経過措置期間が終了したことにより、促進計画について、市が農業委員会に対し意見を求めるものです。

担当係は、農地調査係となります。

以上が、令和7年度の主な変更点となります。

内容をご確認頂き、ご承認をお願いいたします。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、事務局より説明がありました。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

「令和7年度業務計画(案)について」、事務局説明のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、「令和7年度業務計画(案)について」は、事務局説明のとおり承認いたします。

次に、協議事項(2)「令和8年いわき市農作業労働賃金標準額について」協議いたしますが、この件については、先に開催した役員会において協議した内容ですので、我々役員の方から説明いたします。

説明に入る前に、一言申し添えます。

これまでも度々申し上げておりますが、農作業労働賃金標準額については、法律要件でも、農業委員会の必須業務でもありません。

事務局が主導となり進めるものでもありません。

我々農業委員24人の意思決定により、策定することとしたものです。

議長
(蛭田会長)

このことを十分ご理解の上、協議されますようお願いいたします。

また、それぞれの立場はあるものの、農業委員であり、総会の場であることから、公正中立な立場による発言を心がけるよう、併せてお願いいたします。

なお、会議の冒頭にありましたように、議事録として全文記録方式により公表されますので、ご了承願います。

それでは、説明に入ります。

お手元にお配りした資料4をご覧ください。

前回の協議結果ですが、「現状把握のためにアンケートを実施し、その結果などを参考として、額改定協議の要否を決定する」と、今後の方針を定めたところであります。

今般、アンケートの実施にあたり、事務局にお願いをして「標準額策定までの流れ」と「アンケート実施要領」の素案を作成して頂きました。

その素案を基に、先に開催した役員会において、我々役員が内容を精査し、(案)を示しております。

先ずは、「標準額策定までの流れ」についてですが、3月から6月までの期間、農業委員によるアンケートを実施します。

併せて、農地利用最適化推進委員と市の公式ホームページにおいても、アンケートを実施し、広く意見を聴取します。

8月の総会において、アンケート集計結果を示し、額改定協議の要否を決定します。

額改定協議を実施するのであれば、9月の総会において協議決定し、10月の総会において最終確認することとします。

額改定協議を実施しないのであれば、標準額を据え置き、最低賃金などの軽微な修正に留めます。

その後は、JA福島さくらに内容を確認して頂き、12月の総会において確認作業が終了したことを報告し、2月の農事組合回覧により、農家へ戸別配付します。

以上が、「標準額策定までの流れ」です。

次に、資料の2ページをご覧ください。

「アンケート実施要領」になります。

読み上げますので、皆様も一緒に確認下さい。

【実施要領の読み上げ】

以上が、「アンケート実施要領」です。

なお、資料の3ページから10ページが調査票となり、11ページから12ページが対象者に調査票と併せて配付する参考資料です。

また、別添えの封筒にありますように、アンケートに必要な分の調査票を、事務局に印刷して頂きましたので、お使い下さい。

説明は、以上となります。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

11番
平田委員

調査票③及び調査票④について、お伺いします。

調査対象は、農家に限定されますか。

議長
(蛭田会長)

いや、農家でなくても結構です。

11番
平田委員

わかりました。

議長
(蛭田会長)

そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

19番
生田目委員

アンケートから離れてしまっていますが、最低賃金の改定は軽微な見直しとおっしゃっていましたが、農作業労働賃金は、作業者の賃金も入っておりますので、県の最低賃金が改定されたら、標準額表も改定すべきと考えます。

それから、今回はご提示の実施要領通りで構わないですが、次年度は、農業委員が各農家へ聴取するというよりも、認定農業者協議会等の農業団体へ依頼するという手法も、中々難しいとは思いますが、検討課題として頂きたいと思います。

事務局
(鹿内主査)

最低賃金の件については、県が毎年改定いたしますが、それを下回らなければ問題ないということで、これまでも整理して来たところです。

また、認定農業者協議会等の団体にアンケートを行う件については、委員の皆様で出来るのであれば、それで結構だと思います。

十分にご検討のうえ、決めて下さい。

19番
生田目委員

因みに、昨年10月に最低賃金が改定されました。

今年の春闘の回答ですと、約5～6%アップとされております。

今年も最低賃金が改定になるものと、私は予想しております。

皆様にもご周知頂きたいと思います。

議長
(蛭田会長)

そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

22番
飯高委員

生田目委員がおっしゃった通り、最低賃金が上がっております。

福島県は、それほど大きな上昇ではありませんけども、首都圏はかなり上がった気がします。

まあ、40円、50円上がったとすれば、米は例外としても、まあその他の物も結構上がっている訳です。

農業委員会の制度が出来て75年になる訳ですが、それ程上がったという記憶が無いのですね。

やはりここで一つ、皆さんも、もう少し上げてみよう。

他の農業委員会は別にして、私らで考えて若干上げて行かないと、うまくない気がするのですね。

22番
飯高委員

だからこれは、色々な意味で、担い手の問題、後継者の問題、色々総合的に勘案したときに、やはり農業やって良かったなという安心感を得られるような農業にしないとまずいと思うのですね。

農協ばかりでなく、少なくとも私らがやって良かった、或は何て言うのですかね、農業振興に携わって良かった、或は地域振興に携って良かったと自負出来るような賃金計画と言いますかね、そこのところを将来に渡って考えて行く必用があると言うように思うのですね。

従ってやっぱり、世間状況と併せて、その辺を考えて、若干なりともですね、上げて行くということが必要だろうと思っております。

以上です。

議長
(蛭田会長)

今は、賃金を上げる協議ではありません。

アンケートについて、協議しているのです。

冒頭でも話しましたが、飯高委員の発言は、今の論点から大きく外れております。

協議の進行を妨げますので、発言には十分注意して下さい。

4番
木幡委員

調査票の自由意見の欄について、お伺いいたします。

記載例が、「契約の際、標準額は参考としていない」「小規模農家が減少しているため、標準額は廃止しても良い」というネガティブな表現となっております。

「参考としたい」「使いたい」という前向きな表現も、入れたほうが良いのではないのでしょうか。

議長
(蛭田会長)

これについては、鹿内さん、お願い出来ますか。

事務局
(鹿内主査)

こちらについては、蛭田会長、鈴木会長職務代理者の役員2人が承認したものです。

私一人の作品ではございません。

前回の総会にて、これまでの皆さんの考えを覆し、「事務局にアンケート(案)を作って頂きたい」と依頼があった訳です。

当然、(素案)を作ったのは私ですが、役員が承認した訳ですから、私の個人的な考えではないことを十分にご理解頂きたいと思えます。

ですから、私ではなく、役員(会長)が資料の説明をしている訳です。

農作業労働賃金標準額の作成者は、農業委員の皆さんです。

私ではありません。

訂正したほうが良いというのであれば、訂正(記載例を削除)したものを作成し、郵送いたします。

私はサポート役ですので、皆さんで決めて頂いて、その内容で良ければ対応させていただきます。

議長
(蛭田会長) どうしますか皆さん。

19番
生田目委員 訂正した調査票は、郵送ではなく電子メールで送信して頂ければ、印刷して対応いたします。

議長
(蛭田会長) 鹿内さん、それは対応して頂けますか。

事務局
(鹿内主査) お望みであれば、対応いたします。
希望する方は、私のほうに名乗り出て下さい。

議長
(蛭田会長) 皆さんにお伺いいたします。
アンケートを行う際に、この記載例はマイナスに影響するでしょうか。

19番
生田目委員 あると思います。

4番
木幡委員 このままアンケートを行うと、我々が農作業労働賃金標準額の策定に余り積極的ではないという印象を与えたいと思います。

議長
(蛭田会長) それでは、自由意見の欄の記載例を削除することよろしいでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

鹿内さん、すみませんが対応をよろしくお願ひします。
それでは、お諮りいたします。
「令和8年いわき市農作業労働賃金標準額について」、只今の協議のとおりとすることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、「令和8年いわき市農作業労働賃金標準額について」は、只今の協議のとおりといたします。
次に、その他に入ります。
始めに、事務局より何かございますか。

【特になし】

議長
(蛭田会長) それでは、委員の皆様より何かございますか。

19番
生田目委員 来月の予定を教えてくださいたいのですが。

議長
(蛭田会長) いつも通り、総会終了後に事務局からアナウンスして頂きます。

19番
生田目委員

そうでした。
すみませんでした。

議長
(蛭田会長)

そのほか、委員の皆様より何かございますか。

【特になし】

特にないようですので、以上を持ちまして、いわき市農業委員会第10回
総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

4 議案・報告の内容及び審議結果

(1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	番号1番、番号3番から番号5番は許可、番号2番は他の農地が違反転用状態にあるため不許可
第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	番号2番は許可、番号1番は農地性の有無が確認出来ないため却下
第3号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について	原案のとおり可決
第4号	現況確認証明願いについて	原案のとおり可決
第5号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について	「意見なし」にて可決
第6号	非農地の判断について	原案のとおり可決

(2) 決議

番号	名称	審議結果
—	今後の農地法に係る許可申請において、農業委員会事務局との事前相談を十分に行うことを求める決議	原案のとおり採択

(3) 報告

番号	名称
第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
第4号	引き続き農業経営を行っている旨の証明書について
第5号	いわき市農業委員会事務局の人事評価の実施に関する規程について

5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員
該当者なし

6 本総会の閉会時刻

午後3時10分

7 本総会の議事録署名人に指名された委員

23 油座 盛明 2 鈴木 義直